

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十六号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び求職者」を「並びに求職者」に改め、「第七号まで」の下に「第十号及び第十一号」を加え、同項第十号を次のように改める。

十 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第四条第一項の漁業離職者求職手帳の発給を受けている者

第三条第一項に次の一号を加える。

十一 特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第九十五号）第十条第一項及び第二項の特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けている者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇ 規 則

目 次

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

健康保険法等による看護料の支給基準
保険医療機関等の指定
県自然環境保全地域の指定
県自然環境保全計画の決定
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の変更の認可
土地改良事業計画の適否の決定（二件）
土地改良事業の認可（五件）
開発行為に関する工事の完了
都市計画法による公聴会の開催

◇ 公 告

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十三年二月鳥取県条例第三号）中別表第一の改正規定のうち第二種県営住宅の表の八東第一団地、船岡団地及び八東第二団地に関する部分並びに別表第二の改正規定のうち船岡団地、八東第一団地及び八東第二団地に関する部分の施行期日は、昭和五十三年五月十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

八東 を 八東第一 に、

湖南	一九、七〇〇円	を	湖南	一九、七〇〇
			船岡	一六、一〇〇
			八東第二	一六、八〇〇

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年五月十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料

の支給基準を次のように定め、昭和五十三年五月一日から適用し、昭和五十二年五月鳥取県告示第三百七十四号(健康保険法等による看護料の支給基準について)は、廃止する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶体安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 別	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
コレラ、痘そう、発しんチフス及びペスト	七、九一〇円	六、七二〇円	一
法定伝染病(コレラ、痘そう、発しんチフス及びペストを除く。)、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核(患者が結核病棟に収容されたときに限る。)、及び精神病	六、三二〇円	五、三八〇円	四、七四〇円
その他の疾病	五、二七〇円	四、四八〇円	三、九五〇円

- 1 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
 1 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。
 2 食事及び用便につき介助を要すること。

病 種 別	一日当たりの看護料
コレラ、痘そう、発しんチフス及びペスト	四、一六〇円
法定伝染病(コレラ、痘そう、発しんチフス及びペストを除く。)、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核(患者が結核病棟に収容されたときに限る。)、及び精神病	三、三二〇円
その他の疾病	二、七七〇円

備考

- 看護料には、食費、寝具料等を含む。
- 泊込みのときは、一日当たりの看護料の額の二割増とする。
- 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たりの看護料の額の二割五分増とし、(一)と併給することができる。ただし、この基準の二に該当する場合は、この限りでない。
- この基準は、看護料の最高額を定めたものであり、現に要した看護料の額がこの基準の範囲内であるときは、その額とする。
- 付添看護一人につき患者二人までの看護は認められるが、三人以上の看護は認められない。
- 看護婦又は准看護婦を定めることができなくてやむを得ず看護補助者(親族、友人等を除く。)を付き添わせた場合の看護料は、

主治医又は施設の看護婦の指揮を受けて看護補助を行つてゐる旨を施設の長が証明するときに限り支給する。

(出) 在宅患者の看護については、看護補助者は認められない。

(入) この基準は、基準看護を実施している保険医療機関については、適用しない。

鳥取県告示第四百五十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
樋口医院	鳥取市大桶五〇七一	昭和五十三年五月一日
藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五一	"
石河内科医院	鳥取市元魚町一丁目二一九	"
米本循環器内科 消化器内科	鳥取市吉成大曲り井手添 八二〇一―一五	昭和五十三年五月八日
医療法人養和会 廣江病院	米子市上後藤三二	昭和五十三年五月一日
木下産婦人科医院	米子市角盤町二丁目四五	昭和五十三年五月十四日

柿坂医院	八頭郡八東町大字北山七三	昭和五十三年五月一日
松井医院 日吉津分院	西伯郡日吉津村日吉津 八八九―四	昭和五十三年五月十四日
湖山歯科医院	気高郡気高町勝見七四	昭和五十三年五月一日
音田歯科医院	東伯郡東郷町松崎四一〇	"
小林薬局 上井店	倉吉市上井二一三―一七	"
太田歯科医院	鳥取市今町一丁目五〇四	昭和五十三年五月二日
佐治村国民健康保険 歯科診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木 二二三―三五	昭和五十三年五月一日
福嶋整形外科医院	倉吉市伊木字中新田二六二	"
快生薬局	鳥取市徳尾八一―二八	"
今井薬局	米子市上後藤五二―一二	"

鳥取県告示第四百五十三号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定したので、同条例同条第七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 県自然環境保全地域の名称
唐川県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

岩美町唐川字荻平一〇一、一〇二次一、一〇二、唐川字本谷一〇八、一〇九唐川字大沢一一〇、一一一、唐川字石橋の上山一八六の三の一部、一八六の四の一部、唐川字大沢山二〇五の一部、唐川字鑊子ヶ弦二〇六の一部、唐川字菖蒲谷二〇七の一部外邑字大沢八四六の二の一部、外邑字祖父ヶ以後八四七の二の一部(以上七筆について、次の図に示す部分に限る。)(「次の図」は、省略)

鳥取県告示第四百五十四号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり唐川県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

唐川県自然環境保全地域に関する保全計画

一 保全すべき自然環境の特質

1 植生

指定地域の植生は、樹齢十四年から三十五年のヤブツバキクラス代償植生に属するコナラ群落からなる。一方、低地の湿原には約一・一ヘクタールにわたりカキツバタ、タヌキモ、モウセンゴケ、ショウブ、サワオグルマ等の湿原植物が群生し、本県における数少ない高層湿原

の植物自生域を形成している。

2 野生動物

湿原地区は、周辺の静かな環境、清らかな河川水の流入、湿原植物の群生など優れた自然環境を有するため、本邦においてまれにしか認められず、かつ、世界で最も小さいトンボに属するハッチョウトンボが生息している。なお、ハッチョウトンボの主たる生息域は、カキツバタの群落域に限られ、群落区域外ではほとんど認められていない。

3 地形、地質

本地域一帯は鮮新世火山岩類によつてできた標高四百メートル前後のなだらかな溶岩台地からなる。台地上には、河谷の閉そくにより生じた唐川湿原があり、湿原下には第四紀更新世以後に花粉や植物化石とともに堆積し、第四紀の地史及び気候史を解明する上の鍵層かぎともいえる貴重な泥炭層が堆積分布している。

4 自然環境

本地域は、岩美郡岩美町大字唐川の南南東約一キロメートル、標高四百メートルの静かな山間の湿原地帯であるが、最近では、周辺の台地一帯約百十二ヘクタールにわたりゴルフ場の開発が計画され、自然環境の改変が進められようとしている。

二 自然環境の保全に関する基本的な事項

1 特別地区、野生動物保護地区等の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

湿原の保全に必要な水源かん養域として、湿原を含む周辺の山林十九・八ヘクタールは特別地区に指定する。特に、湿原の北域及び南域は、現存植生、カキツバタ、ハッチョウトンボ及び泥炭層の保全を図る

ため、野生動植物保護地区に指定し、木竹の伐採は、原則として禁伐とする。

野生動植物保護地区以外の特別地区は、水源かん養上必要な地区であるが、森林の状態は、樹齢十四年から三十五年のヤブツバキクラスの代償植生であるので、木竹の伐採は三十パーセント以内の択伐又は二ヘクタール以内の皆伐ができるものとする。

2 保全施設に関する基本方針

野生動植物の保護を図り、併せて自然観察を行うため注意標、解説板等の各種の標識類を設置するとともに、湿原の周囲には観察歩道を設ける。

なお必要に応じ、病虫害等の除去施設、砂防施設、防火施設等を設ける。

三 地区の区域設定に関する計画

1 特別地区

名称	区域	総面積
唐川特別地区	岩美郡岩美町大字外邑字大沢八四六の一部、字祖父ヶ以後八四七の一部、大字唐川字本谷一〇八、一〇九の全域、字菖蒲谷二〇七の一部、字鑓子ヶ弦二〇六の一部、字大沢山二〇五の一部、字大沢一一一、字石橋の上山一八六の四、一八六の三の一部、字荻平一〇二、一〇一、一〇一の次一及び字大沢一一〇の全域	一九・八ヘクタール

2 野生動物保護地区

名称	区域	野生動植物の種類	総面積
唐川野生動植物保護地区	岩美郡岩美町大字外邑字祖父ヶ以後八四七の一部、字荻平一〇一、一〇二の一部、大字唐川字大沢一一一の全域、字大沢山二〇五の一部、字鑓子ヶ弦二〇六の一部、字菖蒲谷二〇七の一部及び大字外邑字大沢八四六の一部	ハッチョウトンボ、カキツバタ、タヌキモ、モウセンゴケ、ムラサキミミカキグサ、サワオグルマ、シロネ、ショウジヨウバカマ、トキノウ	二・一ヘクタール

四 保全のための規制に関する計画

木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区名	区域	総面積
唐川特別地区	岩美郡岩美町大字外邑字大沢八四六の一部、字祖父ヶ以後八四七の一部、大字唐川字荻平一〇一、一〇二、一〇一の次一の一部、字石橋の上山一八六の三、一八六の四の一部、字大沢山二〇五の一部、字大沢一一〇の全域、字鑓子ヶ弦二〇六の一部、字菖蒲谷二〇七の一部及び字本谷一〇八、一〇九の全域	一七・七ヘクタール

五

保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

<p>標 識</p> <p>注意標</p>	<p>施設の種類</p> <p>設置位置</p>	<p>概 要</p>	<p>伐採の方法 及び限度</p> <p>禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができる。</p>	<p>総・面積</p> <p>二・一ヘクタール</p>	<p>区 域</p> <p>岩美郡岩美町大字外邑祖父ヶ以後八四七の一の一部、字荻平一〇一、一〇二の一部、大字唐川字大沢二一一の全域、字大沢山二〇五の一部、字鑓子ヶ弦二〇六の一部、字菖蒲谷二〇七の一部及び大字外邑大沢八四六の一の一部</p>	<p>野生動植物保護地区名</p> <p>唐川野生動植物保護地区</p>	<p>伐採の方法 及び限度</p> <p>三〇パーセント以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には小面積皆伐（一伐区の面積は二ヘクタール以内、伐区は努めて分散させる。）を行うことができる。</p>
<p>地点一（岩美町大字唐川字大沢山二〇五）</p>	<p>自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を</p>						

<p>解説板</p>	<p>地点一（岩美町大字唐川字大沢山二〇五）</p>	<p>記載 特別地区内の自然環境（地形、地質、動物、植物）について解説</p>
<p>案内板</p>	<p>地点三（岩美町大字唐川字大沢山二〇五）</p>	<p>指定地域相互間の位置関係を記載</p>
<p>病害虫除去施設</p>	<p>必要に応じ設置する。</p>	
<p>防火施設</p>	<p>〃</p>	
<p>廃棄物処理施設</p>	<p>〃</p>	
<p>境界柱</p>	<p>主要地点に設置する。</p>	
<p>観察歩道</p>	<p>湿原の周囲</p>	

鳥取県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和五十三年五月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十六号

倉吉市農業協同組合から申請のあつた土地改良（今在家地区農地開発）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月六日認可したので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十七号

昭和五十三年三月二十七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（明辺地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十八号

昭和五十三年三月二十七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（平木谷地区農地開発）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十九号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（吉定地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(善田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十一号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(吉尾地区区画整理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十二号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(吉尾地区農地造成)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十三号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(吉田地区農地造成)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年七月二十一日 鳥取県指令受都計第三百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市新山字アンセンの前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大谷町一八一番地一 杉原忠雄

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和53年5月12日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 公聴会の開催の日時及び場所

区 分	期 日	場 所
鳥取都市計画の変更案に係る公聴会	昭和53年6月6日（火） 午後1時から	鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
米子境港都市計画の変更案に係る公聴会	昭和53年6月13日（火） 午後1時から	米子市加茂町二丁目1番地 米子市総合研修センター

2 公聴会の案件

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の変更について

3 案件の概要

(1) 鳥取都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の変更について
市街化区域及び市街化調整区域の境界として、道路や河川等の地形が変更され、その境界が不明確なところがあること、土地区画整理事業により宅地として開発されることが確実で変更が必要なおろが

あること、市街化区域内の農地で、今後とも農地としての保全が確保であつて市街化区域としておくことが不適当なところがあること等により、部分的に市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があること、鳥取市賀露地区等約34ヘクタールを市街化調整区域から市街化区域に、鳥取市久未地区等約9ヘクタールを市街化区域から市街化調整区域に変更しようとするものである。

(2) 米子境港都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の変更について
市街化区域及び市街化調整区域の境界として、道路、河川等の地形が変更され、その境界が不明確なところがあること、土地区画整理事業により宅地として開発されることが確実で変更が必要なおろがあること、公有水面埋立法に基づく埋立地が生じていること等により、部分的に市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があること、米子市旗ヶ崎地区等約113ヘクタールを市街化調整区域から市街化区域に変更しようとするものである。

4 公述の申出等

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印の上申し出ること。

(2) 提出期限

昭和53年5月22日（郵送の場合は、当日までに到着したものに限り。）

(3) 公述人の選定等

申出のあつた意見に同種の趣旨のものが多数あるときは、公述人を選定し、又は意見を述べざる時間を制限することがある。

5 公聴会に関する問い合わせ先

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県土木部都市計画課 電話 鳥取局 (0857) 26-7366~7369

鳥取市尚徳町116番地

鳥取市建設部計画課 電話 鳥取局(0857)22-8111 内線361.362

岩美郡国府町町屋305番地1

国府町建設課 電話 鳥取局 (0857) 23-0171

米子市中町20番地

米子市建設部都市計画課 電話 米子局 (0859) 22-7111

内線245.246

境港市上道町1.600番地

境港市建設部都市計画課 電話 境港局 (08594) 4-2111

内線340.341

西伯郡日吉津村日吉津872番地15

日吉津村産業課 電話 米子局 (0859) 27-0211